

公益財団法人愛知県農業振興基金 農業振興功労者表彰事業業務規程

第 1 章 総 則

(通 則)

第1条 公益財団法人愛知県農業振興基金（以下「基金」という）の、愛知県農業・農村の振興に尽力し、功績が顕著であり、他の模範となるものを表彰する事業は、定款及び業務方法書に定めるもののほか、この規程によるものとする。

(審査委員会)

第2条 理事長は、5名以上10名以内で審査委員を委嘱し、審査委員会を構成する。

2 審査委員会は、表彰事業の審査及びその他表彰事業の企画等を行うものとする。

第 2 章 表 彰 事 業

(事業主体及び賞の名称)

第3条 基金は、業務方法書第6条に定める表彰事業を行うものとし、賞の名称は、「愛知農業賞（あいちアグリアワード）」（以下「賞」という。）とする。

(表彰事業特別会計の設置)

第4条 基金は、財団法人山崎延吉先生頌徳会及び財団法人岩槻技師業績顕彰会からの寄附金をもって表彰事業特別会計を設置し、この会計の中で表彰事業を実施するものとする。ただし、第5条に定める資金運用の結果、資金が表彰事業を実施するに満たないと見込まれる額になったときは、理事会の議決を得て、表彰事業特別会計を廃止して残余資金を一般会計に繰り入れ、一般会計の中で表彰事業を実施するものとする。

(表彰事業特別会計の資金運用)

第5条 表彰事業特別会計の資金運用は、以下に定めるところによる。

- (1) 表彰事業特別会計は、基金の一般会計及び他の特別会計とは区分して経理する
- (2) 表彰事業特別会計で生じた運用益は、表彰事業特別会計に繰り入れる
- (3) 基金は、安全かつ効率的な方法によって表彰事業特別会計の資金を運用する
- (4) 基金は、表彰事業を実施する以外はこの資金を取り崩してはならない

(表彰の対象者及び対象部門)

第6条 この表彰の対象者は、個人または団体とし、愛知県農業・農村の振興に多大な貢献

をしたものとする。また、人格識見などに優れ、他の模範となるものであり、次に掲げる部門で業績を残したものとする。なお、1部門における表彰点数は原則として各年度に1人または1団体とする。

- (1) 担い手育成部門 農業の担い手の育成に寄与したもの
- (2) 技術改善部門 農業に関する技術の改善に寄与したもの
- (3) 農業・農村振興部門 農業及び農村の振興に寄与したもの

(候補者の推薦)

第7条 候補者の推薦は、以下に定めるところによる。

- (1) 候補者は、別に定める推薦基準に基づき、農業団体、市町村、県関係機関等から推薦されたものとする。
- (2) 推薦者は、所定の推薦様式に必要事項を書き込み、別に定める期日までに公益財団法人愛知県農業振興基金に提出する。
- (3) 候補者の推薦は、1回限りとする。ただし、賞に該当しなかった場合、推薦のあった翌年度に限り審査の対象とすることができる。

(賞の内容)

第8条 受賞者には表彰状及び副賞5万円を贈呈する。

(賞の授与)

第9条 賞の授与は公益財団法人愛知県農業振興基金理事長が行う。

第3章 雑 則

(実施細則)

第10条 この事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 1 この規程の変更は、公益法人移行登記日から施行する。(公益財団法人への名称変更等)
- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。(賞の名称変更)
- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。(候補者の推薦(3)の変更)
- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。(特別会計を廃止する条文の追加、副賞の金額の変更)

(表彰事業-2)

別紙

推薦基準

区 分		基 準 の 内 容	必要書類
共 通 事 項		単に組織上の長たるを理由とはせず、青年・女性農業者等を含め、真に愛知県農業及び農村の振興に貢献があり、今後とも活躍が期待されるものを幅広く対象とする。	
部 門	担い手育成部門	農業教育の実践や農業研修生の受け入れ等を通じ、担い手の育成に大きく貢献したものを対象とする。	推薦調書
	技術改善部門	農業の生産から流通・販売に至る様々な場面において、品種の育成・普及や技術の開発・組み立て等を通じて技術の改善に顕著な功績があり、農業生産者及び消費者の利益に大きく貢献したものを対象とする。	推薦調書
	農業・農村振興部 門	組織の育成、生産から流通・販売に至る活動やマーケティング活動の実践等、またはその支援を通じて、農業・農村の振興に尽力し、地域農業の発展に大きく貢献したものを対象とする。	推薦調書

別紙

担い手育成部門の推薦基準に関する留意事項

平成 28 年 10 月 31 日制定
(公財)愛知県農業振興基金

農業振興功労者表彰事業業務規程に定める担い手育成部門の推薦基準に関する留意事項については以下のとおりです。平成 29 年度以降の表彰対象者の推薦にあたって留意してください。

○共通事項

- ・担い手の育成指導において具体的にどんな行動・取組を行ったか(農業教育の実践、農業研修生受け入れなど)。
- ・育成した担い手の人数及び経営規模等の成果は、どれくらいになっているか。
- ・育成した担い手からの指導に対する評価(コメント、エピソード等)はどうか。
- ・育成した担い手は、市場ニーズを捉えたマーケティング活動や地域農業への貢献ができているか。

○教職者の場合に評価する事項

- ・教職活動における特筆すべきことはあるか。
- ・教職活動以外で地域(地元)での担い手育成に貢献してきたか。
- ・教職活動以外で地域(地元)の次世代(子供)を対象とした取組^{※1}をしているか(出前授業、農業作業体験など)。

※1. 将来農業に関わる糸口となるような取組

○教職者以外の個人、団体、法人の場合に評価する事項

- ・担い手育成における新しい手法や仕組みを作り、成果を出しているか。
- ・生産者と消費者等を繋ぐマーケティング等の支援活動により、担い手育成を実践しているか。

以 上